

資料 1

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
新旧対照表（第1条第1号関係）

改正後	改正前
<p data-bbox="174 309 1115 386">○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 昭和46年3月23日条例第10号</p> <p data-bbox="165 395 250 430">(業務)</p> <p data-bbox="118 440 864 475">第6条 柿生学園及びくさぶえの家は、次の業務を行う。</p> <p data-bbox="152 485 1115 609">(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)に関すること。</p> <p data-bbox="152 619 358 654">(2)～(8) 略</p>	<p data-bbox="1176 309 2119 386">○川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例 昭和46年3月23日条例第10号</p> <p data-bbox="1167 395 1252 430">(業務)</p> <p data-bbox="1120 440 1865 475">第6条 柿生学園及びくさぶえの家は、次の業務を行う。</p> <p data-bbox="1153 485 2119 609">(1) <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)に関すること。</p> <p data-bbox="1153 619 1359 654">(2)～(8) 略</p>

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 新旧対照表（第1条第2号関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市障害者施策審議会条例 昭和46年12月24日条例第67号</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</u>に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定又は変更に関し意見を述べること。</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>○川崎市障害者施策審議会条例 昭和46年12月24日条例第67号</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保その他<u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）</u>に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定又は変更に関し意見を述べること。</p> <p>(3)・(4) 略</p>

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 新旧対照表（第1条第3号関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市身体障害者福祉会館条例 昭和57年3月31日条例第15号</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 福祉会館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（第6条において「生活介護」という。）に關すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>○川崎市身体障害者福祉会館条例 昭和57年3月31日条例第15号</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 福祉会館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（第6条において「生活介護」という。）に關すること。</p> <p>(4)～(6) 略</p>

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 新旧対照表（第1条第4号関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、通所給付決定を行った市町村、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第21条及び第50条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（秘密保持等）</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。</p> <p>（利益供与等の禁止）</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービス</p>	<p>○川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、通所給付決定を行った市町村、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第21条及び第50条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（秘密保持等）</p> <p>第48条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、<u>障害者自立支援法</u>第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。</p> <p>（利益供与等の禁止）</p> <p>第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、障害児相談支援事業者若しくは<u>障害者自立支援法</u>第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その</p>

改正後	改正前
を行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 略	他の財産上の利益を供与してはならない。 2 略

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 新旧対照表（第1条第5号関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>（指定障害児入所施設等の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（従業者及びその員数）</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第71号。次条第6項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>○川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>（指定障害児入所施設等の一般原則）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児入所施設等の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（従業者及びその員数）</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（<u>障害者自立支援法</u>第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第71号。次条第6項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>(検討等)</p> <p>第24条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(検討等)</p> <p>第24条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、<u>障害者自立支援法</u>第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。</p>
<p>(秘密保持等)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定障害児通所支援事業者、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、指定障害児通所支援事業者、<u>障害者自立支援法</u>第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。</p>
<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第47条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、障害児相談支援事業を行う者若しくは<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第47条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、障害児相談支援事業を行う者若しくは<u>障害者自立支援法</u>第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 略</p>
<p>(従業者及びその員数)</p> <p>第54条 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(従業者及びその員数)</p> <p>第54条 略</p> <p>2・3 略</p>

改正後	改正前
<p>4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号。次条第5項において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>	<p>4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（<u>障害者自立支援法</u>第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合にあつては、川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号。次条第5項において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなす。</p>

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 新旧対照表（第1条第6号関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第72号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>○川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第72号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 新旧対照表（第1条第7号関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第73号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>○川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第73号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前								
<p>○川崎市社会福祉審議会条例 平成12年3月24日条例第14号 川崎市社会福祉審議会条例 （審査部会）</p> <p>第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定に基づく障害程度審査部会のほか、身体障害者福祉専門分科会に次の表左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p> <table border="1" data-bbox="174 603 1070 1013"> <tr> <td data-bbox="174 603 521 651">指定医師審査部会</td> <td data-bbox="521 603 1070 651">医師の指定及び取消しに関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 651 521 1013">指定自立支援医療機関審査部会</td> <td data-bbox="521 651 1070 1013">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。）の指定及び取消しに関すること。</td> </tr> </table>	指定医師審査部会	医師の指定及び取消しに関すること。	指定自立支援医療機関審査部会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。）の指定及び取消しに関すること。	<p>○川崎市社会福祉審議会条例 平成12年3月24日条例第14号 川崎市社会福祉審議会条例 （審査部会）</p> <p>第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定に基づく障害程度審査部会のほか、身体障害者福祉専門分科会に次の表左欄に掲げる審査部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。</p> <table border="1" data-bbox="1180 603 2076 1013"> <tr> <td data-bbox="1180 603 1527 651">指定医師審査部会</td> <td data-bbox="1527 603 2076 651">医師の指定及び取消しに関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1180 651 1527 1013">指定自立支援医療機関審査部会</td> <td data-bbox="1527 651 2076 1013">障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第2号に規定する更生医療に係るものに限る。）の指定及び取消しに関すること。</td> </tr> </table>	指定医師審査部会	医師の指定及び取消しに関すること。	指定自立支援医療機関審査部会	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第2号に規定する更生医療に係るものに限る。）の指定及び取消しに関すること。
指定医師審査部会	医師の指定及び取消しに関すること。								
指定自立支援医療機関審査部会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第2号に規定する更生医療に係るものに限る。）の指定及び取消しに関すること。								
指定医師審査部会	医師の指定及び取消しに関すること。								
指定自立支援医療機関審査部会	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第2号に規定する更生医療に係るものに限る。）の指定及び取消しに関すること。								
2～5 略	2～5 略								

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行条例 平成18年3月23日条例第20号 川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行条例 (趣旨) 第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○川崎市障害者自立支援法施行条例 平成18年3月23日条例第20号 川崎市障害者自立支援法施行条例 (趣旨) 第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（多機能型）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の例による。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>（3） 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第</p>	<p>○川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第68号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（多機能型）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の例による。</p> <p>（1）・（2）略</p> <p>（3） 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（<u>障害者自立支援法</u>施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事</p>

改正後	改正前
<p>5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) サービス管理責任者(障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。))第12条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。)療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2～7 略</p>	<p>業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5) サービス管理責任者(障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として<u>障害者自立支援法</u>に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。))第12条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。)療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>2～7 略</p>

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p>	<p>○川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例</p>
<p>平成24年12月14 日条例第69号</p>	<p>平成24年12月14日条例第69号</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p>
<p>(用語の意義及び字句の意味)</p>	<p>(用語の意義及び字句の意味)</p>
<p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、<u>法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、<u>法及び障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>
<p>(1)～(6)略</p>	<p>(1)～(6)略</p>
<p>(従業者の員数)</p>	<p>(従業者の員数)</p>
<p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。</p>	<p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として<u>障害者自立支援法</u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5人以上とする。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第70号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(規模)</p> <p>第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上）</p> <p>(2) 略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>○川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第70号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(規模)</p> <p>第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）（<u>障害者自立支援法</u>施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上）</p> <p>(2) 略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p>

改正後	改正前
<p>(2) 生活介護を行う場合 アからウまでの基準によるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>a (a)から(c)までに掲げる平均障害程度区分（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第⑩条第1項(ア)第2号イ(2)一イに規定する平均障害程度区分をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める数</p> <p>(以下略)</p>	<p>(2) 生活介護を行う場合 アからウまでの基準によるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>a (a)から(c)までに掲げる平均障害程度区分（<u>障害者自立支援法</u>に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第1項(ア)第2号イ(2)一イに規定する平均障害程度区分をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める数</p> <p>(以下略)</p>

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
新旧対照表（第7条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第71号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の規定並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(1)～(7)略 (従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合 アからウまでの基準によるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とする。</p>	<p>○川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 平成24年12月14日条例第71号 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の規定並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義及び字句の意味)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、次に掲げるもののほか、法及び<u>障害者自立支援法</u>施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）で使用する用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>(1)～(7)略 (従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合 アからウまでの基準によるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とする。</p>

改正後	改正前
<p>a (a)から(c)までに掲げる平均障害程度区分 (<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。)) 第4条第1項第1号イ(2)一イに規定する平均障害程度区分をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める数</p>	<p>a (a)から(c)までに掲げる平均障害程度区分 (<u>障害者自立支援法</u>に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。)) 第4条第1項第1号イ(2)一イに規定する平均障害程度区分をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める数</p>
<p>(略)</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p>	<p>(略)</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p>
<p>第15条 指定障害者支援施設の設置者は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者 (<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号) 第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同省令第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同省令第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同省令第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(同省令第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>第15条 指定障害者支援施設の設置者は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者 (<u>障害者自立支援法</u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号) 第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同省令第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同省令第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同省令第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)、指定就労継続支援B型事業者(同省令第201条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p>	<p>2 略</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p>
<p>第23条 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の</p>	<p>第23条 指定障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の</p>

改正後	改正前
<p>支払を受けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 指定障害者支援施設の設置者は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用</p> <p>ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>支払を受けるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 指定障害者支援施設の設置者は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用</p> <p>ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、<u>障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）</u></p> <p>(以下略)</p>

川崎市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>川崎市重度障害者医療費助成条例 昭和48年3月31日条例第14号</p>	<p>川崎市重度障害者医療費助成条例 昭和48年3月31日条例第14号</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において「重度障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p>	<p>第2条 この条例において「重度障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p>
<p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有する者</p>	<p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)以下「省令」という。)別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有する者</p>
<p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者</p>	<p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数が35以下と判定された者</p>
<p>(3) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、<u>身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級に該当する障害を有する者</u>であって、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定されたもの</p>	<p>(3) <u>手帳の交付を受け、省令別表第5号の3級に該当する障害を有する者</u>であって、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定されたもの</p>
<p>(4) <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当する障害を有する者</u></p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこれらと同程度の<u>精神又は身体</u>の障害を有すると認めたる者</p>
<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がこれらと同程度の障害を有すると認めたる者</p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこれらと同程度の<u>精神又は身体</u>の障害を有すると認めたる者</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(助成の範囲)</p>	<p>(助成の範囲)</p>
<p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費(第2条第1項第4号に掲げる者に該当する対象者(同項第1号から第3号までに掲げる者のいずれかに該当する者を除く。))又は当該対象者と同程度の</p>	<p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、保険各法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令の規定によって、対象者、保険各法による被保険者、組合員若しくは</p>

<p><u>障害を有すると市長が認めた同項第5号に掲げる者に該当する対象者であっては、入院に係るものを除く。）のうち、保険各法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律その他の法令の規定によって、対象者、保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者又は国民健康保険法による被保険者の属する世帯の世帯主若しくは組合員（これらの者であった者を含む。）が負担すべき額を助成する。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(申請及び医療証の交付)</p>	<p>加入者又は国民健康保険法による被保険者の属する世帯の世帯主若しくは組合員（これらの者であった者を含む。）が負担すべき額を助成する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(申請及び医療証の交付)</p>
<p>第5条 <u>医療費の助成を受けようとする者又はその保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、当該助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。</u></p>	<p>第5条 <u>医療費の助成を受けようとする者又はその保護者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の申請を受けたときは、申請日の属する月の初日（同日後に新たに本市の区域内に住所を有するに至った者については、当該住所を有することとなった日）から有効とする医療証を交付する。</u></p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成25年10月1日から施行する。</u></p>	
<p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</u></p>	

重度障害者医療費助成事業の制度改正に対する パブリックコメント実施結果について

1 概要

川崎市重度障害者医療費助成制度は、保険医療費の自己負担分を助成する制度で、重度の身体・知的障害者の方を対象としています。平成25年10月から、「精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級に該当する障害を有する者（入院医療に係る医療費を除く）」を、助成対象者に加えること等について、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	重度障害者医療費助成制度の改正について
意見の募集期間	平成24年11月16日（金）～平成24年12月18日（火）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより11/21号、川崎市ホームページ掲載 各区役所市政資料コーナー及び保険年金課、各支所区民センター、各区役所保健福祉センター保健福祉サービス課、各地区健康福祉ステーション、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課・精神保健課（川崎市役所第3庁舎5階）において資料を設置
結果の公表方法	市政だよりへの掲載を除き同上

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	3通（6件）
内訳）電子メール	2通（4件）
郵送	1通（2件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントの結果としては、概ね「重度障害者医療費助成制度の改正について」の趣旨に沿った御意見のほか、要望等の御意見をいただきました。

いただいた御意見につきましては、貴重な御意見として、今後重度障害者医療費助成制度を実施していくうえで参考とさせていただき、当初の案のとおり条例改正手続きを進めてまいります。

【意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、条例改正の考え方に反映させるもの
- B 条例改正の考え方の趣旨に沿った御意見であり、御意見を踏まえ事業実施を推進するもの
- C 御意見の趣旨を踏まえ、今後事業実施する中で参考とするもの
- D 条例改正の考え方に対する御意見・御要望であり、改正の考え方を説明・確認するもの
- E その他

○パブリックコメントで寄せられた御意見の件数と市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分				
		A	B	C	D	E
精神障害者への助成対象範囲の拡大について	5	0	2	0	3	0
その他の御意見・御要望	1	0	0	0	0	1
合計	6	0	2	0	3	1

5 主な市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

○精神障害者への助成対象範囲の拡大について

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級に該当する障害を有する者（入院医療に係る医療費を除く）に助成を拡大する改正に賛成 （同趣旨意見 他1件）	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級に該当する障害を有する者（入院医療に係る医療費を除く）に助成を拡大する改正を行ってまいります。	B
2	精神障害者1級のみでなく、2級までの通院・入院費を助成対象にすること。	現在、本制度の対象者である身体障害者手帳1級・2級及び知的障害者療育手帳の重度と最重度の方々は、国民年金法や厚生年金保険法、所得税法において、「年金1級」及び「特別障害者」の区分に該当しており、精神障害者におきましては、精神障害者保健福祉手帳1級の方が同様の区分にあたることから、1級の方を対象としたものです。	D

3	<p>制度改正に当たっては、財政上の課題もあろうかと存じますが、重度の精神障害者の福祉の増進の観点から、他障害との間に生じている、医療費助成面の著しい格差について、その解消を図ることを緊要かつ最優先課題として取り扱われることを切にお願いいたします。</p>	<p>精神障害者の精神疾病による入院については「精神障害者入院医療援護金交付事業」により助成を行っております。また、本事業は神奈川県から補助金の交付を受けて、実施しておりますが、精神障害者については、診療科にかかわらず入院が一律に県の補助金の対象となっております。</p> <p>こうしたなか本市といたしましては、これまで精神障害者が助成対象となっていなかったことと、地域移行（退院促進）を支援する観点から、精神疾病以外の一般医療を含む、通院医療費全般について助成対象を拡大することとしたものです。</p>	D
4	<p>精神科への入院について助成対象としないことは、地域移行促進の為に理解できます。しかしそれ以外の入院について助成対象としないのは疑問に思います。</p> <p>重度障害者の多くは収入を得る手段が少ないのが現状ですので、一定の収入制限を加えた上で、精神科以外の入院につきましても助成対象としていただけるとありがたく思います。</p>		

○その他の御意見・御要望

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	<p>神奈川県緊急財政対策に基づく医療費助成事業の廃止を含めた削減に断固として反対し、県に補助率引き上げ（増額）を求めること。</p>	<p>制度の安定性・継続性の確保に向けて、補助制度の維持・補助率の格差是正等（政令指定都市とその他の市町村との間で補助率について格差が設けられています。）に向けて、神奈川県に対して引き続き予算要望を行ってまいります。</p>	E

6 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部

障害福祉課・精神保健課

電話：044-200-2696 (障害福祉課)

044-200-3608 (精神保健課)

FAX：044-200-3932 (障害福祉課・精神保健課共通)

川崎市軽費老人ホーム「福寿荘」について

1 施設の概要

名 称	福寿荘（軽費老人ホームB型）
位 置	川崎区日進町5番地1（川崎市福祉センター内）
開 設	昭和49年7月
構造・規模	鉄筋コンクリート造5階地下1階建の4、5階部分の一部
延べ床面積	1,827.80㎡（福寿荘部分の面積）
施設内容及び定員	居室（定員52人、単身居室40室、夫婦居室6室）、食堂兼いこい室、図書室兼談話室、浴室等
入居対象者	家庭環境や住宅事情等の理由により居宅での生活が困難で自炊ができる程度の健康状態の60歳以上の者

2 廃止理由

福祉センターの建物は、築後約40年が経過して老朽化が著しいことから、平成22年3月に策定した「川崎市福祉センター再編整備基本計画」において、平成25年度末をもって廃止することとなった。

また、福寿荘は、軽費老人ホームB型として、法令において経過措置としてのみ位置付けられ、新たに整備することができなくなったことから、福祉センターの解体時期と調整を図りながら、入居者の安全確保の観点から個々の状況に応じたきめ細やかな対応を行い、早期の転居を図ってきたところであるが、平成25年1月をもって全入居者の転居が完了したため、廃止することとしたものである。

川崎市福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市福祉センター条例 昭和49年3月30日条例第17号</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 前条の事業を行うため、センターは、この条例及び他の条例による次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略 (他の条例の適用)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、当該各号に掲げる条例を適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>○川崎市福祉センター条例 昭和49年3月30日条例第17号</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 前条の事業を行うため、センターは、この条例及び他の条例による次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>軽費老人ホーム</u></p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略 (他の条例の適用)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、当該各号に掲げる条例を適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前条第1項第2号に規定する施設</u> <u>川崎市軽費老人ホーム条例(昭和49年川崎市条例第18号)</u></p> <p>(3)～(5) 略</p>

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年川崎市条例第 77 号)</p> <p>略</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第 10 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完結する記録から適用する。この場合において、施行日前に完結し、現に存する記録(その完結の日から 5 年を経過していないものに限る。)にあっては、施行日からその完結の日以後 5 年を経過する日までの間、保存するよう努めなければならない。</p>	<p>川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年川崎市条例第 77 号)</p> <p>略</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>平成 20 年 6 月 1 日前から存する軽費老人ホーム(同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)</u>のうち、軽費老人ホーム B 型(附則第 4 項から附則第 20 項までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)に該当するものとして市長が指定するものについては、<u>第 3 条から第 34 条までの規定にかかわらず、附則第 4 項から附則第 20 項までに定めるところによる。</u></p> <p>3 第 10 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に完結する記録から適用する。この場合において、施行日前に完結し、現に存する記録(その完結の日から 5 年を経過していないものに限る。)にあっては、施行日からその完結の日以後 5 年を経過する日までの間、保存するよう努めなければならない。</p> <p>(軽費老人ホーム B 型に係る基本方針)</p> <p>4 軽費老人ホーム B 型は、無料又は低額な料金で、身体機能等の低下等が認められる者(自炊が</p>

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

	<p><u>できない程度の身体機能等の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。</u></p> <p><u>5 軽費老人ホームB型の設置者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6 軽費老人ホームB型の設置者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>(軽費老人ホームB型に係る規模)</u></p> <p><u>7 軽費老人ホームB型は、50人（他の老人福祉施設（老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設をいう。以下同じ。）に併設する場合にあっては、20人）以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。</u></p> <p><u>(軽費老人ホームB型の設備の基準)</u></p> <p><u>8 軽費老人ホームB型の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。</u></p> <p><u>9 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次に掲げる要件のいずれかを満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災時における入所者の安全が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。</u></p>
--	---

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

	<p>(1) <u>スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</u></p> <p>(2) <u>非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</u></p> <p>(3) <u>避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</u></p> <p>10 <u>軽費老人ホームB型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームB型の効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。</u></p> <p>(1) <u>居室</u></p> <p>(2) <u>談話室、娯楽室又は集会室</u></p> <p>(3) <u>浴室</u></p> <p>(4) <u>便所</u></p> <p>(5) <u>面談室</u></p> <p>(6) <u>洗濯室又は洗濯場</u></p> <p>(7) <u>管理人居室</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備</u></p> <p>11 <u>前項各号に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる設備の基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>居室</u></p>
--	---

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

	<p><u>ア 1の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <p><u>イ 地階に設けないこと。</u></p> <p><u>ウ 1の居室の床面積は、16.5平方メートル（ただし、アただし書の規定により居室の定員を2人とする場合にあっては、24.8平方メートル）以上とすること。</u></p> <p><u>エ 洗面所及び調理設備を設けること。</u></p> <p><u>オ 調理設備について、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</u></p> <p><u>（2）浴室 老人の入浴に適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。</u></p> <p><u>（3）管理人居室 宿直を置く軽費老人ホームB型にあっては、宿直室をもってこれに代えることができる。</u></p> <p><u>（軽費老人ホームB型の職員配置の基準）</u></p> <p><u>12 軽費老人ホームB型には、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号の定めるとおりとする。</u></p> <p><u>（1）施設長 1人</u></p> <p><u>（2）当該軽費老人ホームB型の管理を行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適当な員数</u></p> <p><u>（3）入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員 当該軽費老人ホームB型の実情に応じた適当な員数</u></p> <p><u>13 前項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</u></p>
--	---

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

	<p><u>14 附則第12項第2号の管理を行う職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。</u></p> <p><u>15 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームB型の敷地内に職員が居住していることにより、当該職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>（軽費老人ホームB型の利用料の受領）</u></p> <p><u>16 軽費老人ホームB型の設置者は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。</u></p> <p><u>（1）サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）</u></p> <p><u>（2）居住に要する費用（次号の費用を除く。）</u></p> <p><u>（3）居室に係る光熱水費</u></p> <p><u>（4）入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用</u></p> <p><u>（5）前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの</u></p> <p><u>17 軽費老人ホームB型の設置者は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>（軽費老人ホームB型における自炊の支援等）</u></p> <p><u>18 軽費老人ホームB型の設置者は、入所者が自炊を行うために必要な支援を行わなければならない。</u></p>
--	---

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

	<p><u>19 軽費老人ホームB型の設置者は、一時的な疾病等により入所者の日常生活に支障がある場合には、入所者に対し、介助、給食サービス等日常生活上の世話をを行うよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>20 第4条から第6条第1項まで、第7条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条、第20条から第23条まで及び第25条から第34条までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、第23条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条まで」とあるのは「附則第16項から附則第19項まで並びに附則第20項において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条、第20条から第22条まで及び第25条から第34条まで」と読み替えるものとする。</u></p>
--	--

川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																				
○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年3月31日条例第13号	○川崎市障害者就労支援施設条例 昭和36年3月31日条例第13号																				
(名称及び位置)	(名称及び位置)																				
第2条 就労支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 就労支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																				
<table border="1"> <tr> <td>川崎市わーくす大師</td> <td>川崎市川崎区東門前1丁目11番6号</td> </tr> <tr> <td>川崎市わーくす大島</td> <td>川崎市川崎区大島1丁目28番5号</td> </tr> <tr> <td>川崎市わーくす日進町</td> <td>川崎市川崎区堤根34番地15</td> </tr> <tr> <td>川崎市わーくす中原</td> <td>川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市わーくす高津</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目18番16号</td> </tr> </table>	川崎市わーくす大師	川崎市川崎区東門前1丁目11番6号	川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号	川崎市わーくす日進町	川崎市川崎区堤根34番地15	川崎市わーくす中原	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号	川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号	<table border="1"> <tr> <td>川崎市わーくす大師</td> <td>川崎市川崎区東門前1丁目11番6号</td> </tr> <tr> <td>川崎市わーくす大島</td> <td>川崎市川崎区大島1丁目28番5号</td> </tr> <tr> <td>川崎市わーくす日進町</td> <td>川崎市川崎区日進町5番地1</td> </tr> <tr> <td>川崎市わーくす中原</td> <td>川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号</td> </tr> <tr> <td>川崎市わーくす高津</td> <td>川崎市高津区溝口1丁目18番16号</td> </tr> </table>	川崎市わーくす大師	川崎市川崎区東門前1丁目11番6号	川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号	川崎市わーくす日進町	川崎市川崎区日進町5番地1	川崎市わーくす中原	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号	川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
川崎市わーくす大師	川崎市川崎区東門前1丁目11番6号																				
川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号																				
川崎市わーくす日進町	川崎市川崎区堤根34番地15																				
川崎市わーくす中原	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号																				
川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号																				
川崎市わーくす大師	川崎市川崎区東門前1丁目11番6号																				
川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1丁目28番5号																				
川崎市わーくす日進町	川崎市川崎区日進町5番地1																				
川崎市わーくす中原	川崎市中原区小杉陣屋町2丁目3番1号																				
川崎市わーくす高津	川崎市高津区溝口1丁目18番16号																				
(事業)	(事業)																				
第3条 就労支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。	第3条 就労支援施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。																				
(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成24年法律第51号。以下「法」という。）第5条第14項に規定する就労移行支援に関すること（わーくす大島及びわーくす高津を除く。）。	(1) <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第14項に規定する就労移行支援（第6条において「就労移行支援」という。）に関すること（わーくす大島及びわーくす高津を除く。）。																				
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略																				
(指定管理者が行う業務の範囲)	(指定管理者が行う業務の範囲)																				
第6条 指定管理者は、就労支援施設の管理のために必要な業務を行わなければならない。	第6条 指定管理者は、 <u>就労移行支援に関する業務その他の就労支援施設の管理のために必要な業務を行わなければならない。</u>																				

川崎市障害者就労支援施設「わーくす日進町」について

1 趣旨

川崎市福祉センター内に設置している障害者就労支援施設「わーくす日進町」について、川崎市福祉センター再編整備基本計画を基に、平成25年度中の完成に向けて現在整備をすすめている（仮称）川崎区内複合福祉施設内に移転するもの。

2 移転後の施設概要

位 置	川崎区堤根34番地15（（仮称）川崎区内複合福祉施設内）
構 造 ・ 規 模	鉄骨造3階建（川崎市視覚障害者情報文化センター等との合築施設）の2階部分の一部
延べ床面積(予定)	532.60㎡（わーくす日進町部分の面積）
主 な 事 業 内 容 及 び 定 員 (予 定)	就労移行支援（1日6人）※1 就労継続支援（1日34人）※2 特定相談支援事業※3
施設内容(予定)	作業室、食堂、相談室、事務室、倉庫等
開 設 （ 予 定 ）	平成26年4月

※1 就労移行支援とは、一般企業への雇用、在宅就労等が見込まれる者であって、就労を希望するものに対し、生産活動等を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練等を行うことをいう。

※2 就労継続支援とは、通常の事業所に雇用されることが困難な者に対し、就労の機会を提供し、生産活動等を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行うことをいう。

※3 特定相談支援事業とは、地域の障害者等の福祉に関する問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと並びにサービス利用支援を行うことをいう。

3 運営形態

現在、本市自らが管理・運営しているが、より効率的かつ効果的な運営を図るため、民間法人による管理・運営への移行を基本に検討を行っていく。

川崎市福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市福祉センター条例 昭和49年3月30日条例第17号</p>	<p>○川崎市福祉センター条例 昭和49年3月30日条例第17号</p>
<p>第1条及び第2条 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p>
<p>(事業)</p>	<p>(事業)</p>
<p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p>	<p>第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。</p>
<p>(1) 老人の福祉及び健康の増進に関すること。</p>	<p>(1) 老人の福祉及び健康の増進に関すること。</p>
<p>(2) 社会福祉事業の啓発普及に関すること。</p>	<p>(2) 社会福祉事業の啓発普及に関すること。</p>
<p>(3) 社会福祉事業従事者の研修に関すること。</p>	<p>(3) 社会福祉事業従事者の研修に関すること。</p>
<p>(4) <u>削除</u></p>	<p>(4) <u>障害者の就労の支援に関すること。</u></p>
<p>(5) 児童の健全育成事業に関すること。</p>	<p>(5) 児童の健全育成事業に関すること。</p>
<p>(6) ホールの使用に関すること。</p>	<p>(6) ホールの使用に関すること。</p>
<p>(施設)</p>	<p>(施設)</p>
<p>第4条 前条の事業を行うため、センターは、この条例及び他の条例による</p>	<p>第4条 前条の事業を行うため、センターは、この条例及び他の条例による</p>
<p>次に掲げる施設をもって構成する。</p>	<p>次に掲げる施設をもって構成する。</p>
<p>(1) 老人福祉センター</p>	<p>(1) 老人福祉センター</p>
<p>(2) <u>削除</u></p>	<p>(2) <u>削除</u></p>
<p>(3) <u>削除</u></p>	<p>(3) <u>障害者就労支援施設</u></p>
<p>(4) こども文化センター</p>	<p>(4) こども文化センター</p>
<p>(5) ホール</p>	<p>(5) ホール</p>
<p>2 センターは、前項に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、</p>	<p>2 センターは、前項に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、</p>
<p>総合施設として有機的に運営されなければならない。</p>	<p>総合施設として有機的に運営されなければならない。</p>
<p>(他の条例の適用)</p>	<p>(他の条例の適用)</p>
<p>第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、当該各号に掲げる条</p>	<p>第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、当該各号に掲げる条</p>
<p>例を適用する。</p>	<p>例を適用する。</p>
<p>(1) 前条第1項第1号に規定する施設</p>	<p>(1) 前条第1項第1号に規定する施設</p>

改正後	改正前
<p>川崎市老人福祉センター条例（昭和41年川崎市条例第7号）</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) 前条第1項第4号に規定する施設</p> <p>川崎市子ども文化センター条例（昭和35年川崎市条例第33号）</p> <p>第6条以下 略</p>	<p>川崎市老人福祉センター条例（昭和41年川崎市条例第7号）</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) <u>前条第1項第3号に規定する施設</u></p> <p><u>川崎市障害者就労支援施設条例（昭和36年川崎市条例第13号）</u></p> <p>(4) 前条第1項第4号に規定する施設</p> <p>川崎市子ども文化センター条例（昭和35年川崎市条例第33号）</p> <p>第6条以下 略</p>

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号 (基礎賦課額の最高限度額)</p> <p>第17条 前3条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第14条及び前条の基礎賦課額並びに第15条の基礎賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条及び第32条第1項において同じ。）は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第2項第10号及び<u>附則第4条第2項第6号</u>に規定する額を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の最高限度額)</p> <p>第23条 前3条の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第20条及び前条の後期高齢者支援金等賦課額並びに第21条の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条及び第32条第2項において準用する同条第1項において同じ。）は、政令第29条の7第3項第9号及び<u>附則第4条第3項第6号</u>に規定する額を超えることができない。</p>	<p>○川崎市国民健康保険条例 昭和33年4月1日条例第15号 (基礎賦課額の最高限度額)</p> <p>第17条 前3条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第14条及び前条の基礎賦課額並びに第15条の基礎賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条及び第32条第1項において同じ。）は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第2項第10号及び<u>附則第4条第2項第7号</u>に規定する額を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額の最高限度額)</p> <p>第23条 前3条の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第20条及び前条の後期高齢者支援金等賦課額並びに第21条の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条及び第32条第2項において準用する同条第1項において同じ。）は、政令第29条の7第3項第9号及び<u>附則第4条第3項第7号</u>に規定する額を超えることができない。</p>